

第 28 号議案

控訴の提起について

志木市は、志木市を本訴被告とする土地所有権移転登記等請求事件及び志木市を反訴原告とする建物収去土地明渡反訴請求事件の判決に対して、次のとおり控訴を提起する。

1 当事者の表示

埼玉県志木市中宗岡 1 丁目 1 番 1 号

控訴人（第 1 審本訴被告・反訴原告）

志木市

代表者 志木市長 香 川 武 文

（略）

被控訴人（第 1 審本訴原告・反诉被告）

（略）

2 控訴の対象となる判決

上記当事者間のさいたま地方裁判所令和 4 年（ワ）第 2623 号土地所有権移転登記等請求事件及びさいたま地方裁判所令和 6 年（ワ）第 453 号建物収去土地明渡反訴請求事件について同裁判所が令和 7 年 2 月 26 日に言い渡した判決

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す

(2) 原判決第 2 項判決文を次の通り変更する

ア 被控訴人は、控訴人に対し、金 163 万 7253 円及びこれに対する令和 7 年 3 月 19 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え

イ 被控訴人は、控訴人に対し、令和 7 年 3 月 20 日から原判決別

紙物件目録記載 1 の土地のうち、同別紙図面 1 記載の 30、123、124、125、127、128、21、135、129、126、30 の各点を順次直線で結んだ範囲内の土地について、原判決第 1 項による土地の明渡し済みまで、1 年当たり 40 万 2831 円の割合による金員を支払え

ウ 被控訴人のその余の請求を棄却する

(3) 訴訟費用は、本訴、反訴を通じて第 1 審、第 2 審とも被控訴人の負担とする

(4) この判決は、(2)ア及びイに限り、仮に執行することができる
との判決を求める。

令和 7 年 3 月 19 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

志木市を被告とする土地所有権移転登記等請求事件等の判決に対して控訴の提起をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、この案を提出するものである。